

●香川県監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、香川県知事から財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年7月4日

香川県監査委員 木下典幸
同 武田宏之
同 十河直
同 里石明敏

1 監査対象年度 令和3年度

2 措置の状況

団体名	監査の結果		措置の状況
瀬戸内国際芸術祭実行委員会	指導注意事項	現金受払簿について、令和3年度及び令和4年度ともに検印及び出納員の照合済印が全くなかった。	監査後直ちに、令和3年度及び令和4年度の現金受払簿について照合を行い、問題ない旨を確認したので、検印及び照合済印を押印した。 今後は現金受払簿の検印及び出納員の照合済印について、押印を徹底する。
		県外旅費について、算定誤りや支給漏れ、領収書の紛失等が散見された。	監査後直ちに、算定誤りや支給漏れについて再計算を行い、追給を行うとともに、旅費制度について、職員に周知徹底した。 今後は、職員向けの勉強会を随時開催し、旅費制度に対する理解を深めるとともに、領収書の保管を徹底する。
学校法人高松中央高等学校	指導注意事項	固定資産について、平成27年度監査において毎会計年度照合検査を行う必要があるとの指導注意を行ったにもかかわらず、検査が行われていなかった。	監査後直ちに固定資産及び備品台帳のチェックリストを作成するとともに、令和4年度末にリストに沿った照合検査を行った。 今年度以降も会計年度毎に、固定資産及び備品台帳チェックリストに沿った照合検査を行う。
	検討指示事項	徒歩による出張への旅費支給について、旅費規程と運用の整合を図る必要がある。	令和4年11月から、徒歩による出張に対して旅費を支給しないこととした。
学校法人花岡学園	指導注意事項	個人への謝金の支払について、所得税を徴収していないものがあった。また、法人への社会人	所得税を徴収していなかったものについては、徴収し、税務署に納付した。誤って所得税を徴収し

		講師の人件費の支払において、誤って所得税を徴収しているものがあつた。	ていたものについては、税務署と相談し、還付手続を行った。 今後、所得税に関して誤った処理とならないようダブルチェック体制にて対応する。
公益財団法人香川県農地機構	指導注意事項	超過勤務手当について、超過勤務時間の入力誤りによる誤支給があつた。	超過勤務手当の誤支給分については、該当職員に返納通知を送付し、令和4年11月6日に返納を受けた。 支給額の積算根拠を十分確認し、誤った支出がないよう、改めて職員に注意喚起を行った。